

平成29年 水防計画(案) 新旧対照表

頁	項	新	旧	備考
2	第1章第2節12	<p>水位周知河川、水位周知下水道等または水位周知海岸において、あらかじめ定めた特別警戒水位(※河川においては氾濫危険水位)への到達に関する情報のことをいう。</p> <p>このほか、水位周知河川においては氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。</p>	<p>水位周知河川、水位周知下水道等または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(※1)への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位(※2)への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。</p> <p>※1 国管理河川においては氾濫危険水位(特別警戒水位)としている。</p> <p>※2 県管理河川においては避難判断水位(特別警戒水位)としている。</p>	平成29年度より県においても特別警戒水位の位置づけを見直すことに伴う修正
3	第1章第2節20	<p><u>避難判断水位</u></p> <p>市町が発する避難準備・高齢者等避難開始の目安となる水位であり、氾濫に関する情報について住民への注意喚起となる水位。</p>	新設	新規追加
	第1章第2節21	<p>21 警戒水位(氾濫注意水位)を超え、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、水位周知河川においては氾濫危険水位に相当する(市町が発する避難勧告の目安)。</p>	<p>20 氾濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう(市町が発する避難勧告の目安)。</p>	・第20項を新規追加したことによる条項ズレ ・平成29年度より県においても特別警戒水位の位置づけを見直すことに伴う修正
	第1章第2節22～26	<p>22 雨水出水特別警戒水位(法第13条の2第1項、第2項)</p> <p>23 高潮特別警戒水位(法第13条の3)</p> <p>24 氾濫危険水位</p> <p>25 水防連絡会</p> <p>26 土木事務所(長)等</p>	<p>21 雨水出水特別警戒水位(法第13条の2第1項、第2項)</p> <p>22 高潮特別警戒水位(法第13条の3)</p> <p>23 氾濫危険水位</p> <p>24 水防連絡会</p> <p>25 土木事務所(長)等</p>	第20項を新規追加したことによる条項ズレ
6	第1章第4節(6)	<p>津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認し、水防団員が自身の安全を確保できないと判断する場合は安全確保を優先して避難する。</p>	<p>津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認し、確保できない恐れがある場合は安全確保を優先して避難する。</p>	表現の修正

平成29年 水防計画(案) 新旧対照表

頁	項	新	旧	備考																												
13	第4章第1節2	<p>(津波警報・注意報) 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下「津波警報等」という。）を発表する。 なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度良く推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。 予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</p>	<p>(津波警報・注意報) 気象庁が、津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生後、約3分で大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。</p>	気象台修正意見を反映																												
14	第4章第1節3	<p>3 津波情報 大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。</p> <table border="1" data-bbox="421 890 1131 1173"> <thead> <tr> <th colspan="2">津波情報の種類と内容</th> </tr> <tr> <th>情報の種類</th> <th>情報の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、前項(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他の必要な事項を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(V T S E41)に含まれる。</p>	津波情報の種類と内容		情報の種類	情報の内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、前項(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表	津波に関するその他の情報	津波に関するその他の必要な事項を発表	<p>3 津波情報 大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。</p> <table border="1" data-bbox="1196 890 1906 1173"> <thead> <tr> <th colspan="2">津波情報の種類と内容</th> </tr> <tr> <th>情報の種類</th> <th>情報の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、前項(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他の必要な事項を発表</td> </tr> </tbody> </table>	津波情報の種類と内容		情報の種類	情報の内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、前項(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表	津波に関するその他の情報	津波に関するその他の必要な事項を発表	気象台修正意見を反映
津波情報の種類と内容																																
情報の種類	情報の内容																															
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、前項(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]																															
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																															
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)																															
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表																															
津波に関するその他の情報	津波に関するその他の必要な事項を発表																															
津波情報の種類と内容																																
情報の種類	情報の内容																															
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、前項(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]																															
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																															
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)																															
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表																															
津波に関するその他の情報	津波に関するその他の必要な事項を発表																															

平成29年 水防計画(案) 新旧対照表

頁	項	新	旧	備考																																																						
15	第4章第1節3	<p>最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)</p> <table border="1" data-bbox="423 244 1133 521"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>沿岸で推定される津波の高さ>3m</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>沿岸で推定される津波の高さ≤3m</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>沿岸で推定される津波の高さ>1m</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>沿岸で推定される津波の高さ≤1m</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべて数値で発表)</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合での観測点(推定値を発表しない観測点)での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="423 592 1133 802"> <thead> <tr> <th>全国の警報等の発表状況</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中</td> <td>より沿岸に近い他の沖合の観測点(沿岸から100km以内にある沖合の観測点)において数値の発表基準に達した場合</td> <td rowspan="2">沖合での観測値を数値で発表</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>沖合での観測値を「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報のみ発表中</td> <td>(すべて数値で発表)</td> <td>沖合での観測値を数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>津波情報の留意事項等</p> <ol style="list-style-type: none"> 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 <ul style="list-style-type: none"> 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくる可能性がある。 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局地的に、予想される津波の高さより高くなる場合がある。 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。 津波観測に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> 津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。 沖合の津波観測に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。 	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ≤3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ≤1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容	いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点(沿岸から100km以内にある沖合の観測点)において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表	津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表	<p>最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)</p> <table border="1" data-bbox="1196 244 1921 617"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>沿岸で推定される津波の高さ>3m</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>沿岸で推定される津波の高さ≤3m</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>沿岸で推定される津波の高さ<1m</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>沿岸で推定される津波の高さ≥1m</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべて数値で発表)</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合での観測点では、津波予報区と対象との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表されない。また、観測値についても、他の観測点での観測値や推定値が発表されるまでは、「観測中」と発表される。</p> <table border="1" data-bbox="1196 735 1921 952"> <thead> <tr> <th>全国の警報等の発表状況</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中</td> <td>より沿岸に近い他の沖合の観測点(沿岸から100km以内にある沖合の観測点)において数値の発表基準に達した場合</td> <td rowspan="2">沖合での観測値を数値で発表</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>沖合での観測値を「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報のみ発表中</td> <td>(すべて数値で発表)</td> <td>沖合での観測値を数値で発表</td> </tr> </tbody> </table>	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ≤3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波警報	沿岸で推定される津波の高さ<1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ≥1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容	いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点(沿岸から100km以内にある沖合の観測点)において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表	津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表	<p>気象台修正意見を反映</p>
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																																																								
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																																								
	沿岸で推定される津波の高さ≤3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																																																								
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																																								
	沿岸で推定される津波の高さ≤1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																																																								
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																																								
全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容																																																								
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点(沿岸から100km以内にある沖合の観測点)において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表																																																								
	上記以外		沖合での観測値を「観測中」と発表																																																							
	津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表																																																							
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																																																								
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																																								
	沿岸で推定される津波の高さ≤3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																																																								
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ<1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																																								
	沿岸で推定される津波の高さ≥1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																																																								
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																																								
全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容																																																								
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点(沿岸から100km以内にある沖合の観測点)において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表																																																								
	上記以外		沖合での観測値を「観測中」と発表																																																							
	津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表																																																							
16	第4章第1節1	1 洪水予報の対象区域(P77~P79参照)	1 洪水予報の対象区域	参照を追記																																																						

平成29年 水防計画(案) 新旧対照表

頁	項	新	旧	備考																																																																																						
16	第4章第1節4	<p>4 津波予報 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表基準</th> <th>内容</th> <th>発表官署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表</td> <td rowspan="3">気象庁本庁 又は大阪管 区気象台</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」または「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(V T S E41)で発表される。</p>	発表基準	内容	発表官署	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表	気象庁本庁 又は大阪管 区気象台	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	<p>4 津波予報 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表基準</th> <th>内容</th> <th>発表官署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表</td> <td rowspan="3">気象庁本庁 又は大阪管 区気象台</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table>	発表基準	内容	発表官署	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表	気象庁本庁 又は大阪管 区気象台	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	気象台修正意見を反映																																																																		
発表基準	内容	発表官署																																																																																								
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表	気象庁本庁 又は大阪管 区気象台																																																																																								
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																																																																																									
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																																																																																									
発表基準	内容	発表官署																																																																																								
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表	気象庁本庁 又は大阪管 区気象台																																																																																								
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																																																																																									
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																																																																																									
21	第4章第4節	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th colspan="7">洪水予報の対象とする基準地点</th> <th rowspan="2">河口からの距離</th> </tr> <tr> <th>観測所名</th> <th>所在地</th> <th colspan="4">水位</th> <th>計画高水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市川</td> <td>砥堀</td> <td>姫路市砥堀</td> <td>水防団待機水位 (通報水位)</td> <td>氾濫注意水位 (警戒水位)</td> <td>避難判断水位</td> <td>氾濫危険水位 (特別警戒水位)</td> <td>計画高水位</td> <td>13.5km</td> </tr> <tr> <td>武庫川</td> <td>甲武橋</td> <td>尼崎市武庫豊町</td> <td>2.20m</td> <td>3.20m</td> <td>4.10m</td> <td>5.20m</td> <td>5.62m</td> <td>8.05 km</td> </tr> <tr> <td>千種川</td> <td>上郡</td> <td>上郡町上郡</td> <td>2.70m</td> <td>3.40m</td> <td>3.80m</td> <td>4.70m</td> <td>5.70m</td> <td>13.5km</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	洪水予報の対象とする基準地点							河口からの距離	観測所名	所在地	水位				計画高水位	市川	砥堀	姫路市砥堀	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	計画高水位	13.5km	武庫川	甲武橋	尼崎市武庫豊町	2.20m	3.20m	4.10m	5.20m	5.62m	8.05 km	千種川	上郡	上郡町上郡	2.70m	3.40m	3.80m	4.70m	5.70m	13.5km	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th colspan="7">洪水予報の対象とする基準地点</th> <th rowspan="2">河口からの距離</th> </tr> <tr> <th>観測所名</th> <th>所在地</th> <th colspan="4">水位</th> <th>計画高水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市川</td> <td>砥堀</td> <td>姫路市砥堀</td> <td>水防団待機水位 (通報水位)</td> <td>氾濫注意水位 (警戒水位)</td> <td>避難判断水位</td> <td>氾濫危険水位 (特別警戒水位)</td> <td>計画高水位</td> <td>13.5km</td> </tr> <tr> <td>武庫川</td> <td>甲武橋</td> <td>尼崎市武庫豊町</td> <td>2.20m</td> <td>3.20m</td> <td>3.80m</td> <td>4.50m</td> <td>5.62m</td> <td>8.05 km</td> </tr> <tr> <td>千種川</td> <td>上郡</td> <td>上郡町上郡</td> <td>2.70m</td> <td>3.40m</td> <td>3.80m</td> <td>4.70m</td> <td>5.70m</td> <td>13.5km</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	洪水予報の対象とする基準地点							河口からの距離	観測所名	所在地	水位				計画高水位	市川	砥堀	姫路市砥堀	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	計画高水位	13.5km	武庫川	甲武橋	尼崎市武庫豊町	2.20m	3.20m	3.80m	4.50m	5.62m	8.05 km	千種川	上郡	上郡町上郡	2.70m	3.40m	3.80m	4.70m	5.70m	13.5km	平成29年度より県においても特別警戒水位の位置づけを見直すことに伴う修正
河川名	洪水予報の対象とする基準地点							河口からの距離																																																																																		
	観測所名	所在地	水位				計画高水位																																																																																			
市川	砥堀	姫路市砥堀	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	計画高水位	13.5km																																																																																		
武庫川	甲武橋	尼崎市武庫豊町	2.20m	3.20m	4.10m	5.20m	5.62m	8.05 km																																																																																		
千種川	上郡	上郡町上郡	2.70m	3.40m	3.80m	4.70m	5.70m	13.5km																																																																																		
河川名	洪水予報の対象とする基準地点							河口からの距離																																																																																		
	観測所名	所在地	水位				計画高水位																																																																																			
市川	砥堀	姫路市砥堀	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	計画高水位	13.5km																																																																																		
武庫川	甲武橋	尼崎市武庫豊町	2.20m	3.20m	3.80m	4.50m	5.62m	8.05 km																																																																																		
千種川	上郡	上郡町上郡	2.70m	3.40m	3.80m	4.70m	5.70m	13.5km																																																																																		
30	第5章第3節4(1)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">標準的な発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号 (待機)</td> <td>水位又は潮位観測所の水位又は潮位が水防団待機水位(通報水位)、又は通報潮位を〇cm(各県民局等において河川、海岸毎の特性を考慮して設定)上回り、さらに水位又は潮位が上昇するおそれがあるとき</td> </tr> <tr> <td>2号 (準備)</td> <td>水位又は潮位観測所の水位又は潮位が〇m(各県民局等において、水防団待機水位(通報水位)又は通報潮位と氾濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位の概ね中間～2/3で設定)に達し、氾濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位に達するおそれがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき</td> </tr> <tr> <td>3号 (出動)</td> <td>水位又は潮位観測所の水位又は潮位が氾濫注意水位(警戒水位)、又は警戒潮位に達し、さらに水位又は潮位が上昇するおそれがあるとき 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなったとき</td> </tr> <tr> <td>4号 (解除)</td> <td>水位又は潮位観測所の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(又は当該水位-〇cm)、又は警戒潮位を下回り、今後水位又は潮位の上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき</td> </tr> </tbody> </table>	標準的な発令基準		1号 (待機)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が水防団待機水位(通報水位)、又は通報潮位を〇cm(各県民局等において河川、海岸毎の特性を考慮して設定)上回り、さらに水位又は潮位が上昇するおそれがあるとき	2号 (準備)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が〇m(各県民局等において、水防団待機水位(通報水位)又は通報潮位と氾濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位の概ね中間～2/3で設定)に達し、氾濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位に達するおそれがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき	3号 (出動)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が氾濫注意水位(警戒水位)、又は警戒潮位に達し、さらに水位又は潮位が上昇するおそれがあるとき 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなったとき	4号 (解除)	水位又は潮位観測所の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(又は当該水位-〇cm)、又は警戒潮位を下回り、今後水位又は潮位の上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">標準的な発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号 (待機)</td> <td>水位又は潮位観測所の水位又は潮位が水防団待機水位(通報水位)、又は通報潮位を〇cm(各県民局において河川、海岸毎の特性を考慮して設定)上回り、さらに水位又は潮位が上昇するおそれがあるとき</td> </tr> <tr> <td>2号 (準備)</td> <td>水位又は潮位観測所の水位又は潮位が〇m(各県民局等において、水防団待機水位(通報水位)又は通報潮位と氾濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位の概ね中間～2/3で設定)に達し、氾濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位に達するおそれがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき</td> </tr> <tr> <td>3号 (出動)</td> <td>水位又は潮位観測所の水位又は潮位が氾濫注意水位(警戒水位)、又は警戒潮位に達し、さらに水位又は潮位が上昇するおそれがあるとき 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなったとき</td> </tr> <tr> <td>4号 (解除)</td> <td>水位又は潮位観測所の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(又は当該水位-〇cm)、又は警戒潮位を下回り、今後水位又は潮位の上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき</td> </tr> </tbody> </table>	標準的な発令基準		1号 (待機)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が水防団待機水位(通報水位)、又は通報潮位を〇cm(各県民局において河川、海岸毎の特性を考慮して設定)上回り、さらに水位又は潮位が上昇するおそれがあるとき	2号 (準備)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が〇m(各県民局等において、水防団待機水位(通報水位)又は通報潮位と氾濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位の概ね中間～2/3で設定)に達し、氾濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位に達するおそれがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき	3号 (出動)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が氾濫注意水位(警戒水位)、又は警戒潮位に達し、さらに水位又は潮位が上昇するおそれがあるとき 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなったとき	4号 (解除)	水位又は潮位観測所の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(又は当該水位-〇cm)、又は警戒潮位を下回り、今後水位又は潮位の上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき	県民センターを含む表現に修正																																																																		
標準的な発令基準																																																																																										
1号 (待機)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が水防団待機水位(通報水位)、又は通報潮位を〇cm(各県民局等において河川、海岸毎の特性を考慮して設定)上回り、さらに水位又は潮位が上昇するおそれがあるとき																																																																																									
2号 (準備)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が〇m(各県民局等において、水防団待機水位(通報水位)又は通報潮位と氾濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位の概ね中間～2/3で設定)に達し、氾濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位に達するおそれがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき																																																																																									
3号 (出動)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が氾濫注意水位(警戒水位)、又は警戒潮位に達し、さらに水位又は潮位が上昇するおそれがあるとき 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなったとき																																																																																									
4号 (解除)	水位又は潮位観測所の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(又は当該水位-〇cm)、又は警戒潮位を下回り、今後水位又は潮位の上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき																																																																																									
標準的な発令基準																																																																																										
1号 (待機)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が水防団待機水位(通報水位)、又は通報潮位を〇cm(各県民局において河川、海岸毎の特性を考慮して設定)上回り、さらに水位又は潮位が上昇するおそれがあるとき																																																																																									
2号 (準備)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が〇m(各県民局等において、水防団待機水位(通報水位)又は通報潮位と氾濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位の概ね中間～2/3で設定)に達し、氾濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位に達するおそれがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき																																																																																									
3号 (出動)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が氾濫注意水位(警戒水位)、又は警戒潮位に達し、さらに水位又は潮位が上昇するおそれがあるとき 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなったとき																																																																																									
4号 (解除)	水位又は潮位観測所の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(又は当該水位-〇cm)、又は警戒潮位を下回り、今後水位又は潮位の上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき																																																																																									

平成29年 水防計画(案) 新旧対照表

頁	項	新	旧	備考																																																
30	第5章第3節4(2)	ただし、水防団員等が各水防活動場所において、前もって定めた「活動可能時間」を確保できない恐れがあり、水防団員等が自身の安全を確保できないと判断する場合は、安全確保を優先して避難させることとする。	ただし、水防団員等が各水防活動場所において、前もって定めた「活動可能時間」を確保できない恐れがある場合は、水防団員等の安全確保を優先して避難させることとする。	表現の修正																																																
31	第5章第4節1(1)	<p>1 国土交通大臣が行う水位情報の通知及び周知</p> <p>(1) 対象河川及び特別警戒水位(氾濫危険水位)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>量水標</th> <th>特別警戒水位 (氾濫危険水位)</th> <th>国土交通省担当事務所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東条川</td> <td>国包</td> <td>4.7m</td> <td rowspan="4">姫路河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>万願寺川</td> <td>万願寺</td> <td>6.0m</td> </tr> <tr> <td>林田川</td> <td>菅</td> <td>2.0m</td> </tr> <tr> <td>栗栖川</td> <td>東栗栖</td> <td>2.3m</td> </tr> <tr> <td>引原川※</td> <td>三軒家(県)</td> <td>3.1m※</td> <td rowspan="2">豊岡河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>奈佐川</td> <td>宮井</td> <td>4.9m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県の基準量水標における避難判断水位を準用</p>	河川名	量水標	特別警戒水位 (氾濫危険水位)	国土交通省担当事務所	東条川	国包	4.7m	姫路河川国道事務所	万願寺川	万願寺	6.0m	林田川	菅	2.0m	栗栖川	東栗栖	2.3m	引原川※	三軒家(県)	3.1m※	豊岡河川国道事務所	奈佐川	宮井	4.9m	<p>1 国土交通大臣が行う水位情報の通知及び周知</p> <p>(1) 対象河川及び特別警戒水位(氾濫危険水位)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>量水標</th> <th>特別警戒水位 (氾濫危険水位)</th> <th>国土交通省担当事務所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東条川</td> <td>国包</td> <td>4.7m</td> <td rowspan="4">姫路河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>万願寺川</td> <td>万願寺</td> <td>6.0m</td> </tr> <tr> <td>林田川</td> <td>菅</td> <td>2.0m</td> </tr> <tr> <td>栗栖川</td> <td>東栗栖</td> <td>2.3m</td> </tr> <tr> <td>引原川※</td> <td>三軒家(県)</td> <td>3.2m※</td> <td rowspan="2">豊岡河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>奈佐川</td> <td>宮井</td> <td>4.9m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県の基準量水標における特別警戒水位(避難判断水位)を準用</p>	河川名	量水標	特別警戒水位 (氾濫危険水位)	国土交通省担当事務所	東条川	国包	4.7m	姫路河川国道事務所	万願寺川	万願寺	6.0m	林田川	菅	2.0m	栗栖川	東栗栖	2.3m	引原川※	三軒家(県)	3.2m※	豊岡河川国道事務所	奈佐川	宮井	4.9m	平成29年度より県においても特別警戒水位の位置づけを見直すことに伴う修正
河川名	量水標	特別警戒水位 (氾濫危険水位)	国土交通省担当事務所																																																	
東条川	国包	4.7m	姫路河川国道事務所																																																	
万願寺川	万願寺	6.0m																																																		
林田川	菅	2.0m																																																		
栗栖川	東栗栖	2.3m																																																		
引原川※	三軒家(県)	3.1m※	豊岡河川国道事務所																																																	
奈佐川	宮井	4.9m																																																		
河川名	量水標	特別警戒水位 (氾濫危険水位)	国土交通省担当事務所																																																	
東条川	国包	4.7m	姫路河川国道事務所																																																	
万願寺川	万願寺	6.0m																																																		
林田川	菅	2.0m																																																		
栗栖川	東栗栖	2.3m																																																		
引原川※	三軒家(県)	3.2m※	豊岡河川国道事務所																																																	
奈佐川	宮井	4.9m																																																		
31～ 32	第5章第4節1(2)	<p>ア 国土交通省関係事務所長は、水位周知河川の水位が特別警戒水位(氾濫危険水位)に達したときは、その旨を兵庫県水防本部長及び関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>イ 兵庫県水防本部長は、国土交通省関係事務所長からアの通知を受けたときは、関係水防管理団体に通知する。(通知方法は、国土交通大臣の発する水防警報と同じ。P28～P29)</p>	<p>ア 国土交通省関係事務所長は、水位周知河川の水位が特別警戒水位(氾濫危険水位)※に達したときは、その旨を兵庫県水防本部長及び関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>※内閣府の避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(平成26年9月)に基づき特別警戒水位を氾濫危険水位としている。</p> <p>イ 兵庫県水防本部長は、国土交通省関係事務所長からアの通知を受けたときは、関係水防管理団体に通知する。(通知方法は、国土交通大臣の発する水防警報と同じ)。</p>	平成29年度より県においても特別警戒水位の位置づけを見直すことに伴う修正																																																

平成29年 水防計画(案) 新旧対照表

頁	項	新	旧	備考
32	第5章第4節2(2)	<p>ア 県民局長等(県民局長及び県民センター長)は、水位周知河川の水位が避難判断水位に達したとき、及び特別警戒水位(氾濫危険水位)に達したときは、その旨を関係水防管理団体・関係機関・水防本部長等に通知する。</p>	<p>ア 県民局長等(県民局長及び県民センター長)は、水位周知河川の水位が特別警戒水位(避難判断水位)※に達したときは、その旨を関係水防管理団体・関係機関・水防本部長等に通知する。 ※ 内閣府の避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(平成26年9月)に基づき特別警戒水位は氾濫危険水位とされたが、県管理河川においては見直し作業中のため、従来の避難判断水位としている。</p>	<p>平成29年度より県においても特別警戒水位の位置づけを見直すことに伴う修正</p>
	第6章第2節	<p>水防管理者又は量水標(検潮器)管理者は、量水標の水位又は検潮器の潮位が水防団待機水位(通報水位)もしくは通報潮位に達したとき、又は氾濫注意水位(警戒水位)もしくは警戒潮位に達したとき、河川及び海岸に関しては土木事務所等へ、ため池は各農林(水産)振興事務所、各土地改良事務所へ報告を行うものとする。</p>	<p>水防管理者又は量水標もしくは検潮器の管理者は、量水標の水位又は検潮器の潮位が水防団待機水位(通報水位)もしくは通報潮位又は氾濫注意水位(警戒水位)もしくは警戒潮位に達したとき、河川及び海岸に関しては土木事務所等へ、ため池は各農林(水産)振興事務所、各土地改良事務所への報告を行うものとする。</p>	<p>表記の修正</p>
33	第6章第2節1(1)	<p>ア 次の場合に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防団待機水位(通報水位)もしくは通報潮位に達したとき。 ・ <u>氾濫注意水位(警戒水位)もしくは警戒潮位に達したとき。</u> ・ <u>避難判断水位に達したとき。</u> ・ <u>氾濫危険水位(特別警戒水位)に達したとき。</u> <p>※1 <u>ただし、河川情報システム等により水防本部において水位(潮位)を把握できる場合は省略することができる。</u></p> <p>※2 <u>報告対象河川については、洪水予報河川及び水位周知河川に限る。</u></p> <p>イ 水防本部が指示したときは、次の場合に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の満潮位を越える高潮又は波浪が予想されるとき。 ・ <u>その他、水防本部が必要と認めるとき。</u> 	<p>ア 次の場合に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防団待機水位(通報水位)もしくは通報潮位に達したとき。 <p>ただし、河川情報システム等により水防本部において水位(潮位)を把握できる場合は省略することができる。</p> <p>イ 水防本部が指示したときは、次の場合に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>氾濫注意水位(警戒水位)もしくは警戒潮位に達したとき。</u> ・ <u>特別警戒水位に達したとき</u> ・ 通常の満潮位を越える高潮又は波浪が予想されるとき。 	<p>・水防警報及び水位到達情報の発表に係る水位であることから報告を必須とした。 ・ただし、河川情報システム等で把握できる場合は報告を省略することとした。</p>

平成29年 水防計画(案) 新旧対照表

頁	項	新	旧	備考
34	第6章第2節3	<p>3 <u>欠測の場合</u> <u>テレメータ等による水位(潮位)観測の欠測が発生した場合、量水標(検潮器)管理者は速やかに水防本部に報告するほか、次の方法により水位(潮位)の把握に努めるものとし、併せて水防管理者等の関係者に水位(潮位)状況を周知するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>現地に水位(潮位)監視員を配置する。</u> ・ <u>河川監視カメラ等により水位(潮位)状況を把握する。</u> ・ <u>近隣水位計等により水位(潮位)状況を把握する。</u> ・ <u>その他、適切な方法により水位(潮位)状況を把握する。</u> 	新設	新規追加
	第6章第5節	<p>量水標の水位の状況は、以下の方法で公表を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公表を行う量水標の名称・設置場所・<u>水位</u> 附表第2表のとおり 2 公表手段 川の防災情報 (http://www.river.go.jp/kwabou/ipTopGaikyo.do) 3 公表を行う時間間隔 降雨時10分・平時1時間 	<p>量水標の水位の状況は、以下の方法で公表を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公表を行う量水標の名称・設置場所・<u>氾濫注意水位(警戒水位)</u> 附表第2表のとおり 2 公表手段 フェニックス防災システム・川の防災情報 3 公表を行う時間間隔 降雨時10分・平時1時間 	<p>・一般公表は「川の防災情報」に限定するため ・「川の防災情報」のURLを追記</p>
37	第7章第5節1	<p>水防管理者は、堤防その他の施設の決壊、<u>浸透及び侵食等の異常を発見したときは、直ちにその旨を関係者に通報する。</u></p>	<p>水防管理者は、堤防その他の施設が<u>決壊したときは、直ちにその旨を関係者に通報する。</u></p>	堤防決壊以外の浸透侵食による異常を追記
38	第8章第1節1	<p>(5) <u>河川の水位が避難判断水位及び氾濫危険水位(特別警戒水位)に到達したとき、河川管理者は水防管理団体及び関係機関に通知する。</u></p>	新設	新規追加

平成29年 水防計画(案) 新旧対照表

頁	項	新	旧	備考
38	第8章第1節2	<p>出水時の監視 <u>水防団待機水位(通報水位)に達したとき、施設管理者は監視員及び連絡員を堤防巡視にあたらせる。</u> <u>氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき、施設管理者は監視員を重点監視区間の監視にあたらせる。</u> <u>堤防に浸透・侵食等の異常が発見された場合、施設管理者は水防管理者及び関係機関へ通知する。</u></p>	<p>出水時の監視 <u>施設管理者は、水防団待機水位(通報水位)に達したときは、監視員及び連絡員を巡視にあたらせる。</u></p>	重点監視区間の監視等の追記
39	第8章第5節	<p>第5節 重点監視区間 <u>県管理の洪水予報河川及び水位周知河川の堤防で、出水時に堤防機能に支障を及ぼす変状(浸透・侵食等)の生じる可能性が相対的に高い区間を重点監視区間とする。</u></p>	新設	重点監視区間の追記
47	第12章第1節	<p>5 法第28条第1項により収用又は購入した器具及び資材の所有者及びその事由並びに使用場所 6 法第28条第1項により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに除去場所 7 法第28条第1項により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由</p>	<p>5 法第28条により収用又は購入した器具及び資材の所有者及びその事由並びに使用場所 6 法第28条により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに除去場所 7 法第28条により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由</p>	条項を詳細に記載したもの

平成29年 水防計画(案) 新旧対照表

頁	項	新	旧	備考																												
77～ 78	水防警報河川・ 水位周知河川 指定一覧表(水 位)	新			・年次修正 ・平成29年度より県に においても特別警戒水 位の位置づけを見直 すことに伴う修正 ※各水位局の水位修 正は記載省略																											
		水防警報河川・水位周知河川 指定一覧表(水位)																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発令県民局名 (H29.4.1現在)</th> <th rowspan="2">発令事務所名 (H29.4.1現在)</th> <th colspan="6">水 防 警 報 河 川</th> <th colspan="3">水 位 周 知 河 川</th> </tr> <tr> <th>名 称</th> <th>指定区域</th> <th>水位計</th> <th>水防団 待機水位 (通報水位) (m)</th> <th>氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)</th> <th>対象市町 (H29.4.1現在)</th> <th>発令方法 (注:いずれかの水位計が発令基 準に達したときに発令)</th> <th>避難判断水位 (m)</th> <th>氾濫危険水位 (特別警戒水位) (m)</th> <th>対象市町 (H29.4.1現在)</th> </tr> </thead> </table>	発令県民局名 (H29.4.1現在)	発令事務所名 (H29.4.1現在)		水 防 警 報 河 川						水 位 周 知 河 川			名 称	指定区域	水位計	水防団 待機水位 (通報水位) (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	対象市町 (H29.4.1現在)	発令方法 (注:いずれかの水位計が発令基 準に達したときに発令)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (特別警戒水位) (m)	対象市町 (H29.4.1現在)								
		発令県民局名 (H29.4.1現在)				発令事務所名 (H29.4.1現在)	水 防 警 報 河 川						水 位 周 知 河 川																			
名 称	指定区域		水位計	水防団 待機水位 (通報水位) (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)		対象市町 (H29.4.1現在)	発令方法 (注:いずれかの水位計が発令基 準に達したときに発令)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (特別警戒水位) (m)	対象市町 (H29.4.1現在)																					
旧																																
		水防警報河川・水位周知河川 指定一覧表(水位)																														
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【重要】県における氾濫危険水位、特別警戒水位は従前の基準に基づき記載しています。 このため本表で示す避難判断水位は避難勧告発令等の目安水位です。 </div>																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発令県民局名 (H28.4.1現在)</th> <th rowspan="2">発令事務所名 (H28.4.1現在)</th> <th colspan="6">水 防 警 報 河 川</th> <th colspan="3">水 位 周 知 河 川</th> </tr> <tr> <th>名 称</th> <th>指定区域</th> <th>水位計</th> <th>水防団 待機水位 (通報水位) (m)</th> <th>氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)</th> <th>対象市町 (H28.4.1現在)</th> <th>発令方法 (注:いずれかの水位計が発令基 準に達したときに発令)</th> <th>避難判断水位 (特別警戒水位) (m)</th> <th>氾濫 危険水位 (危険水位) (m)</th> <th>対象市町 (H28.4.1現在)</th> </tr> </thead> </table>	発令県民局名 (H28.4.1現在)	発令事務所名 (H28.4.1現在)	水 防 警 報 河 川						水 位 周 知 河 川			名 称	指定区域	水位計	水防団 待機水位 (通報水位) (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	対象市町 (H28.4.1現在)	発令方法 (注:いずれかの水位計が発令基 準に達したときに発令)	避難判断水位 (特別警戒水位) (m)	氾濫 危険水位 (危険水位) (m)	対象市町 (H28.4.1現在)									
発令県民局名 (H28.4.1現在)	発令事務所名 (H28.4.1現在)	水 防 警 報 河 川						水 位 周 知 河 川																								
		名 称	指定区域	水位計	水防団 待機水位 (通報水位) (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	対象市町 (H28.4.1現在)	発令方法 (注:いずれかの水位計が発令基 準に達したときに発令)	避難判断水位 (特別警戒水位) (m)	氾濫 危険水位 (危険水位) (m)	対象市町 (H28.4.1現在)																					
79	水防警報海岸 指定一覧表	新			年次修正																											
		水防警報海岸 指定一覧表																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発令県民局名 (H29.4.1現在)</th> <th rowspan="2">発令事務所名 (H29.4.1現在)</th> <th colspan="6">水 防 警 報 海 岸 (高 潮)</th> </tr> <tr> <th>名 称</th> <th>指定区域</th> <th>検潮所</th> <th>通報潮位 (m)</th> <th>警戒潮位 (m)</th> <th>対象市町 (H29.4.1現在)</th> <th>発令方法 (注:いずれかの潮位計が発令基 準に達したときに発令)</th> </tr> </thead> </table>	発令県民局名 (H29.4.1現在)	発令事務所名 (H29.4.1現在)		水 防 警 報 海 岸 (高 潮)						名 称	指定区域	検潮所	通報潮位 (m)	警戒潮位 (m)	対象市町 (H29.4.1現在)	発令方法 (注:いずれかの潮位計が発令基 準に達したときに発令)														
		発令県民局名 (H29.4.1現在)				発令事務所名 (H29.4.1現在)	水 防 警 報 海 岸 (高 潮)																									
名 称	指定区域		検潮所	通報潮位 (m)	警戒潮位 (m)		対象市町 (H29.4.1現在)	発令方法 (注:いずれかの潮位計が発令基 準に達したときに発令)																								
旧																																
		水防警報海岸 指定一覧表																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発令県民局名 (H28.4.1現在)</th> <th rowspan="2">発令事務所名 (H28.4.1現在)</th> <th colspan="6">水 防 警 報 海 岸 (高 潮)</th> </tr> <tr> <th>名 称</th> <th>指定区域</th> <th>検潮所</th> <th>通報潮位 (m)</th> <th>警戒潮位 (m)</th> <th>対象市町 (H28.4.1現在)</th> <th>発令方法 (注:いずれかの潮位計が発令基 準に達したときに発令)</th> </tr> </thead> </table>	発令県民局名 (H28.4.1現在)	発令事務所名 (H28.4.1現在)	水 防 警 報 海 岸 (高 潮)						名 称	指定区域	検潮所	通報潮位 (m)	警戒潮位 (m)	対象市町 (H28.4.1現在)	発令方法 (注:いずれかの潮位計が発令基 準に達したときに発令)															
発令県民局名 (H28.4.1現在)	発令事務所名 (H28.4.1現在)	水 防 警 報 海 岸 (高 潮)																														
		名 称	指定区域	検潮所	通報潮位 (m)	警戒潮位 (m)	対象市町 (H28.4.1現在)	発令方法 (注:いずれかの潮位計が発令基 準に達したときに発令)																								

新

兵庫県と神戸地方気象台間の防災情報の交換に関する協定

兵庫県（以下、「甲」という。）と神戸地方気象台（以下、「乙」という。）は、兵庫県地域防災計画に基づく災害対策等に係わる事務に関し、相互に密接な連携を図るため、注意報・警報・特別警報及び観測資料等（以下、「情報」という。）の相互交換について、次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この協定は、乙が発表する情報を甲に迅速に提供し、さらに、甲及び乙が保有する情報を相互交換することにより、気象等の状況を迅速かつ的確に把握し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に寄与することを目的とする。

第2章 装置等の設置

（装置等の設置）

第2条 甲及び乙は、情報交換のために必要な装置を設置する。

2 前項の装置のうち、甲は、乙の所管する庁舎内に、別表1に示した情報交換のために必要な装置を設置する。

（費用負担）

第3条 別表1に示した装置の設置、運用及び維持管理に要する経費は、情報の相互交換を実施するうえで必要な維持管理費（電力の使用量をいう。）を除き、甲の負担とする。

（設置場所の無償使用）

第4条 乙は、別表1の装置の設置場所を甲に無償で使用させるものとする。

2 甲は、別表1の装置の設置に先だち乙の所管する財産の使用許可を得なければならない。

（設置場所の変更）

第5条 甲及び乙は、前条第1項の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ協議するものとする。

2 前項による設置場所の変更に必要な費用は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第3章 管理運用

（点検及び管理）

第6条 甲及び乙は、装置を安全かつ確実に作動させるため、定期点検及び修理等を行うものとする。

2 甲が別表1に示した装置の定期点検及び修理等の作業を実施するに際して、乙は、甲の作業に便宜を図るものとする。

旧

兵庫県と神戸地方気象台間の防災情報の交換に関する協定

兵庫県（以下、「甲」という。）と神戸地方気象台（以下、「乙」という。）は、兵庫県地域防災計画に基づく災害対策に携わる事務に関し、相互に密接な連携を図るため、注意報・警報・特別警報及び観測資料等（以下、「情報」という。）の相互交換について、次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この協定は、乙が発表する特別警報、警報、注意報及びそれらを補完する気象情報等（以下、「警報事項等」という。）を甲に迅速に提供し、さらに、甲及び乙が保有する情報を相互交換することにより、気象等の状況を迅速かつ的確に把握し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に寄与することを目的とする。

第2章 装置等の設置

（装置等の設置）

第2条 甲及び乙は、情報交換のために必要な操作を設置する。

2 前項の操作のうち、甲は、乙の所管する庁舎内に、別表1に示した情報交換のために必要な装置を設置する。

（費用負担）

第3条 別表1に示した装置の設置、運用及び維持管理に要する経費は、情報の相互交換を実施するうえで必要な維持管理費（電力の使用量をいう。）を除き、甲の負担とする。

（設置場所の無償使用）

第4条 乙は、別表1の装置の設置場所を甲に無償で使用させるものとする。

2 甲は、別表1の装置の設置に先だち乙の所管する財産の使用許可を得なければならない。

（設置場所の変更）

第5条 甲及び乙は、前条第1項の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ協議するものとする。

2 前項による設置場所の変更に必要な費用は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第3章 管理運用

（点検及び管理）

第6条 甲及び乙は、装置を安全かつ確実に作動させるため、定期点検及び修理等を行うものとする。

2 甲が別表1に示した装置の定期点検及び修理等の作業を実施するに際して、乙は、甲の作業に便宜を図るものとする。

新

第4章 情報交換

(情報交換の手段及び内容並びに警報事項の取扱い)

第7条 甲及び乙は、保有する計算機システムを接続し、必要な情報を相互に交換する。

2 前項により甲が受領した警報事項は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条、第15条の2、水防法（昭和24年法律第193号）第10条及び消防法（昭和23年法律第186号）第22条に基づく法定通知事項として取り扱うものとする。

3 情報の提供及び交換に必要な細目的事項については、別途定めるものとする。

第5章 その他

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成28年6月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲または乙から申し出のないときには、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し各自1通を保管する。

附 則

本協定の締結に伴い、「兵庫県と神戸海洋気象台間の防災情報の交換に関する協定（平成21年3月10日）」は廃止する。

平成28年6月1日

甲 兵庫県知事 井戸 敏三

乙 神戸地方気象台長 山口 俊一

別表1 装置一覧

設置機器	台数	項目	仕様
ONU	1	型式	ONU-S (FE)
		メーカー	西日本電信電話株
ルータ	1	型式	UNIVERGE IX2215
		メーカー	日本電気株
スイッチ	1	型式	F S 909M
		メーカー	アライドテレシス

旧

第4章 情報交換

(方法交換の手段及び内容並びに警報事項の取扱い)

第7条 甲及び乙は、保有する計算機システムを接続し、必要な情報を相互に交換する。

2 前項により甲が受領した警報事項等は、防災情報提供システムにより受領したものに準じて取り扱うことができる。

3 情報の提供並びに交換に必要な細目的事項については、別途定めるものとする。

第5章 その他

(有効期間)

第8章 この協定の有効期間は、平成21年3月10日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲またはおつから申し出のないときには、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し各自1通を保管する。

附則

本協定の締結に伴い、「兵庫県と神戸海洋気象台間の防災情報の交換に関する協定（平成8年8月28日）」は廃止する。

平成21年3月10日

平成25年10月1日一部改正

甲 兵庫県知事 井戸 敏三

乙 神戸地方気象台長 馬場 雅一

別表1 装置一覧

設置機器	台数	項目	仕様
DSU	1	型式	I-DSU
		メーカー	西日本電信電話(株)

新

兵庫県と神戸地方気象台間の防災情報の 交換に関する細目協定

兵庫県企画県民部災害対策局防災情報室（以下、「甲」という。）と神戸地方気象台（以下、「乙」という。）は、「兵庫県と神戸地方気象台間の防災情報の交換に関する協定（以下、「協定」という。）」第7条第3項の定めに基づき、情報の相互交換に関して、次のとおり細目協定を締結する。

（システム接続方法）

第1条 甲及び乙は、甲の保有する情報機器と乙の保有する情報機器を別図のとおり接続する。

（管理・運用等）

第2条 システムの運用、保守、点検、経費等に係る責任分界点は、別図のとおりとする。

- 2 甲及び乙のシステム運用時間は常時とする。
- 3 甲及び乙は、システムの定期点検及び修理等により情報交換を停止する場合は、事前に相互に連絡、調整するものとする。
- 4 甲及び乙は、システム又は回線等に障害が発生した場合は、相互に連絡をとり、迅速な障害復旧に努めるものとする。
- 5 甲及び乙のシステム又は回線等に障害があった場合の情報交換の再開は、障害の復旧後速やかに実施するものとし、障害期間中の情報回復措置は行わないものとする。
- 6 障害期間中に地震が発生し、甲側で震度3以上の観測データが得られた場合、甲はその観測データを FAX 等の方法により乙に提供しよう努めるものとする。
- 7 震度情報の相互交換を円滑に行い、また、情報に資する震度情報の品質管理を行うため、別途実施要領を定めるものとする。
- 8 甲及び乙は、伝送方法及びデータフォーマットを変更する場合は、事前に協議するものとする。

（甲から提供する情報）

第3条 甲から乙に提供する情報は、別表1のとおりとする。

（乙から提供する情報）

第4条 乙から甲に提供する情報は、別表2のとおりとする。

（警報事項等の通知及び確認方法）

第5条 乙から甲に提供する情報のうち、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条、第15条の2、水防法（昭和24年法律第193号）第10条及び消防法（昭和23年法律第186号）第22条に基づき通知する警報事項等は、別表3のとおりとする。

- 2 この警報事項等の通知確認は、オンライン配信における通信手順での応答機能により実施するものとする。

旧

兵庫県と神戸地方気象台間の防災情報の 交換に関する細目協定

兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課（以下、「甲」という。）と神戸地方気象台（以下、「乙」という。）は、「兵庫県と神戸地方気象台間の防災情報の交換に関する協定（以下、「協定」という。）」第7条第3項の定めに基づき、情報の相互交換に関して、次のとおり細目協定を締結する。

（システム接続方法）

第1条 甲及び乙は、甲の保有する情報機器と乙の保有する情報機器を別図のとおり接続する。

（管理・運用等）

- 第2条 システムの運用、保守、点検、経費等に係る責任分界点は、別図のとおりとする。
- 2 甲及び乙のシステム運用時間は常時とする。
 - 3 甲及び乙は、システムの定期点検及び修理等により情報交換を停止する場合は、事前に相互に連絡、調整するものとする。
 - 4 甲及び乙は、システム又は回線等に障害が発生した場合は、相互に連絡をとり、迅速な障害復旧に努めるものとする。
 - 5 甲及び乙のシステム又は回線等に障害があった場合の情報交換の再開は、障害の復旧後速やかに実施するものとし、障害期間中の情報回復措置は行わないものとする。
 - 6 障害期間中に地震が発生し、甲側で震度3以上の観測データが得られた場合、甲はその観測データを FAX 等の方法により乙に提供しよう努めるものとする。
 - 7 震度情報の相互交換を円滑に行い、また、情報に資する震度情報の品質管理を行うため、別途実施要領を定めるものとする。

（甲から提供する情報）

第3条 甲から乙に提供する情報は、別表1のとおりとする。

（乙から提供する情報）

第4条 乙から甲に提供する情報は、別表2のとおりとする。なお、別表2における「各地の震度に関する情報」に含まれる兵庫県内の気象庁設置震度観測点は、付表5のとおりとする。

（第三者への情報提供及び発表）

- 第5条 甲及び乙は、前2条に定められた情報について、それぞれ別表3及び別表4の機関に配信することができる。
- 2 甲は、乙から提供を受けた情報を、防災を目的として甲が保有するフェニックス防災システムにおいても、甲の事務の一環として、各市町及び住民に周知・啓発するため利用することができる。
 - 3 甲から乙に提供された情報は、乙（気象庁及び大阪管区気象台を含む）が発表する情報に利用することができる。

（情報の加工）

第6条 甲及び乙は、受領した情報について加工して利用する場合には、事前に協議するも

新

3 回線等の障害により、前項の法定通知及び通知確認を行うことができない場合は、別紙により対応するものとする。

(第三者への情報提供及び発表)

第6条 甲及び乙は、第3条及び第4条に定められた情報について、それぞれ別表4及び別表5の機関に配信することができる。

2 甲は、乙から提供を受けた情報を、防災を目的として甲が保有するフェニックス防災システムにおいても、甲の事務の一環として、各市町及び住民に周知・啓発するため利用することができる。

3 甲が乙に提供した情報は、乙（気象庁及び大阪管区気象台を含む）が発表する情報に利用することができる。

(情報の加工)

第7条 甲及び乙は、受領した情報について加工して利用する場合には、事前に協議するものとする。

(目的外の利用)

第8条 甲及び乙は、受領した情報を協定の目的以外に利用する場合は、事前に協議するものとする。

(その他)

第9条 この細目協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

第10条 この細目協定の締結を証するため、本細目協定書2通を作成し各自1通を保管する。

附 則

本細目協定の締結に伴い、「兵庫県と神戸海洋気象台間の防災情報の交換に関する細目協定（平成21年3月10日）」は、廃止する。

平成28年6月1日

甲 兵庫県企画県民部
災害対策局防災情報室長 戸田 清彦

乙 神戸地方気象台観測予報管理官 部田 安富

旧

のとする。

(目的外の利用)

第7条 甲及び乙は、受領した情報を協定の目的以外に利用する場合は、事前に協議するものとする。

(その他)

第8条 この細目協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

第9条 この細目協定の締結を証するため、本細目協定書2通を作成し、各自1通を保管する。

附 則

本細目協定の締結に伴い、「兵庫県と神戸海洋気象台間の防災情報の交換に関する細目協定（平成8年8月28日）」及び「情報交換に関する運用細目（平成16年4月1日）」は、廃止する。

平成21年3月10日

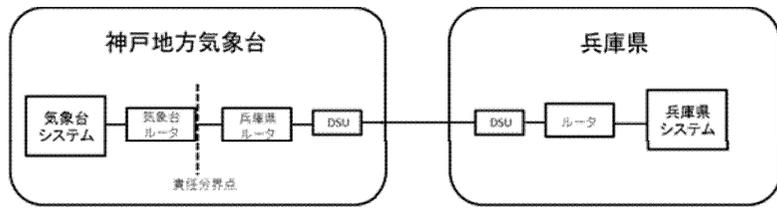
平成25年10月1日一部改正

甲 兵庫県企画県民部
災害対策局災害対策課長 足立 誠

乙 神戸地方気象台観測予報管理官 西村 修司

別図 システム接続方法及び責任分界点

新



別表1 甲から乙へ提供する情報

情報の種類
雨量（兵庫県内）
河川水位（兵庫県内）
震度情報（兵庫県内）

別表2 乙から甲へ提供する情報

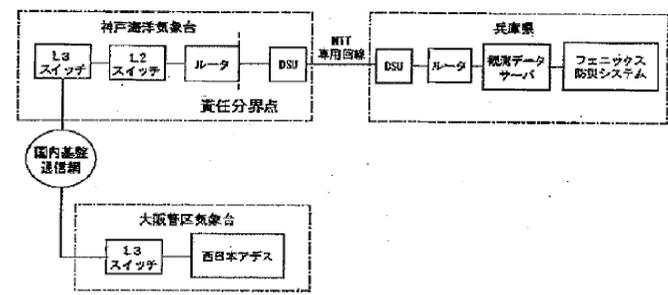
情報の種類
気象等に関する特別警報・警報・注意報・情報・予報（兵庫県関連分）
台風情報
海上予報・警報（兵庫県関連分）
大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報（全国分）
地震・津波情報（全国分）
東海地震関連情報（全国分）
噴火警報・予報（兵庫県関連分）
火山情報・降灰予報
指定河川洪水予報（兵庫県関連分）
火災気象通報（兵庫県関連分）
大気汚染気象通報（兵庫県関連分）
地域気象観測報（近畿地方、中国地方、四国地方分）
お知らせ

別表3 乙から甲へ提供する警報事項等

情報の種類
気象・高潮・波浪に関する特別警報（兵庫県関連分）
気象・高潮・波浪・洪水に関する警報（兵庫県関連分）
指定河川洪水予報（兵庫県関連分）
大津波警報・津波警報・津波注意報（兵庫県関連分）
噴火警報（兵庫県関連分）
火災気象通報（兵庫県関連分）

別図 システム接続方法及び責任分界点

旧



別表1 甲から乙へ提供する情報

情報の種類
雨量（兵庫県内（付表1に示す地点））
河川水位（兵庫県内（付表2に示す地点））
震度情報（兵庫県内（付表4に示す地点））

別表2 乙から甲へ提供する情報

情報の種類
気象予・警報（神戸海洋気象台発表分）
アメダス観測資料（兵庫県を含む範囲（付表3））
津波警報・注意報
震度速報
地震及び津波に関する情報
各地の震度に関する情報
お知らせ

別表3 甲から配信する機関

機関名	範囲
本庁舎	兵庫県本庁舎（付表6）
県地方機関	兵庫県地方機関（付表7）
関係機関	国、自衛隊、海上保安本部、気象台、県警本部、警察署、市町、消防本部、市町防災センター、ライフライン、日本赤十字、医療センター（付表8）

別表4 乙から配信する機関

機関名	備考
気象庁、大阪管区気象台	雨量情報、震度情報

新規追加

別表4 甲から配信する機関

機 関 名
兵庫県本庁舎
兵庫県地方機関
兵庫県内市町 兵庫県内消防（局）本部 兵庫県地域防災計画に定める機関

別表5 乙から配信する機関

機 関 名
気象庁、大阪管区気象台

新規追加

別紙

回線等の障害時における警報事項等の通知手順

兵庫県と神戸地方気象台間の回線障害、兵庫県側又は気象庁側のシステム障害により、オンライン配信による警報事項等の通知及び通信手順での応答機能による確認ができない場合は、代替手段として次に示す手順で警報事項等の通知及び確認等を行うこととする。

1 障害発生連絡

兵庫県と神戸地方気象台間の回線障害及び気象庁側システムにおいて障害が発生した場合は、神戸地方気象台から兵庫県に障害の旨及び警報事項等の代替手段による通知等について電話連絡する。

また、兵庫県側システムで障害が発生し、代替手段による通知等が必要になった場合は、兵庫県から神戸地方気象台にその旨を電話連絡する。

障害発生時の神戸地方気象台、兵庫県の連絡先は下表のとおりとする。

神戸地方気象台	兵庫県
観測予報担当 連絡先：078-222-8915	(平日) 企画県民部災害対策局防災情報室 連絡先：078-362-9812
	(夜間・休日) 災害対策センター宿日直 連絡先：078-362-9900

2 警報事項等の通知・確認手順

(1) 障害時に通知の対象とする警報事項等

通知の対象は、別表3に示す警報事項等とする。

(2) 障害時の警報事項等の通知先

兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課

電話番号：078-362-9900

F A X : 078-362-9911

(3) 警報事項等の通知・確認手順

神戸地方気象台は、障害発生中に(1)の警報事項等を発表した場合は、兵庫県に電話により、その旨を通知する。

また、この通知の際、電文等をFAXにより送付するものとし、通知時刻及び氏名について相互確認することとする。

(4) 情報における準用

東海地震関連情報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報及び竜巻注意情報については、警報事項等に準ずるものとし、(2)及び(3)の手順等により通知及び確認等を行なうものとする。

3 障害回復の場合の連絡

障害が回復し、代替手段による警報事項等通知の必要がなくなった場合は、1に準じ連絡を行なうものとする。

付表1 兵庫県雨量観測所一覧表(その1)

削除

番号	観測所名	住所	番号	観測所名	住所
0001	藤原橋	神戸市西区押部谷町和田	0052	吉川	三木市吉川町吉安
0002	有野	神戸市北区有野町唐櫃	0053	馬瀬	加東市馬瀬
0003	天王ダム	神戸市北区山田町字下谷上	0054	加美	多可郡多可町加美区西山
0004	神戸	神戸市長田区浪松町	0055	下野	多可郡多可町八千代区下野間
0005	淡河	神戸市北区淡河町淡河	0056	中畑	西脇市中畑町
0006	住吉	神戸市東灘区住吉東町	0057	桃津	三木市細川町桃津
0007	若草	神戸市須磨区若草町	0058	中野	加西市中野町
0008	植物園	神戸市北区山田町上谷上	0059	菅生ダム	姫路市夢前町筋野庄
0009	木見	神戸市西区見津が丘	0060	夢前	姫路市夢前町前之原
0010	石井ダム	神戸市北区山田町下谷上	0061	生野ダム	朝来市生野町竹原野
0011	北区役所	神戸市北区鈴蘭台西町	0062	黒川	朝来市生野町黒川
0012	中山手	神戸市中央区中山手通	0063	越知	神崎郡神河町越知
0013	平野	神戸市西区平野町宮前	0064	神崎	神崎郡神河町東柏尾
0014	伊川谷	神戸市西区前開南町	0065	福崎	神崎郡福崎町北田原
0015	道場	神戸市北区道場町生野	0066	福路	姫路市福路町西
0016	大沢	神戸市北区大沢町中大沢	0067	大河内	神崎郡神河町上小田
0017	箕谷	神戸市北区山田町原野	0068	下牛	神崎郡市川町下牛尾
0018	六甲山	神戸市東灘区六甲山町	0069	伊勢	姫路市林町下伊勢
0019	六名	西宮市塩瀬町名塩	0070	砥野	姫路市砥野町砥
0020	名奥	芦屋市奥池南町	0071	下手	姫路市広畑区東夢前
0021	尼崎	尼崎市道意町	0072	勝原	姫路市勝原区下太田
0022	西宮	西宮市榎塚町	0073	足尾	神崎郡神河町長谷
0023	清水	川辺郡猪名川町清水	0074	上越	神崎郡神河町越生
0024	楊津	川辺郡猪名川町木津	0075	菅野	姫路市夢前町菅生
0025	大原	宝塚市大原	0076	坂根	姫路市夢前町山之内
0026	伏見	川辺郡猪名川町伏見	0077	筋野	姫路市夢前町筋野
0027	武田	宝塚市玉瀬	0078	小室	神崎郡市川町小室
0028	宝塚	宝塚市旭町			
0029	伊丹	伊丹市千僧			
0030	多田	川西市多田	0080	坊勢	姫路市家島町坊勢
0031	青野ダム	三田市加茂上平山	0081	安富ダム	姫路市安富町皆河
0032	母生子	三田市母子	0082	引原ダム	宍粟市波賀町日の原
0033	三田	三田市天神	0083	戸倉	宍粟市波賀町戸倉
0034	三田小	三田市小野	0084	三軒	宍粟市一宮町東富場
0035	藍本	三田市藍	0085	龍野	たつの市龍野町富永
0036	西野上	三田市西野上	0086	福福	たつの市新宮町福福
0037	高平	三田市上槻	0087	千種	宍粟市千種町千草
0038	志方	加古川市志方町山中	0088	上石	井手郡佐用町上石
0039	稲美	加古郡稲美町国岡	0089	三河	佐用郡佐用町上三河
0040	加古	加古川市加古町寺家	0090	三日	佐用郡佐用町乃井
0041	明石	明石市中崎	0091	円光	寺佐用郡佐用町久崎
0042	権現	加古川市平荘町西山	0092	矢野	相生市矢野町真広
0043	魚住	明石市二見町東二見	0093	木津	赤穂市木津
0044	天川水門	高砂市春日野町	0094	安室ダム	赤穂郡上郡町行頭
0045	中	多可郡多可町中区中村	0095	長谷ダム	たつの市新宮町上筋
0046	社	加東市	0096	金出地ダム	赤穂郡上郡町金出地
0047	加西	加西市北条町横尾	0097	上郡	赤穂郡上郡町上郡
0048	小野	小野市王子町宮山	0098	佐用	佐用郡佐用町佐用
0049	三木	三木市宿原	0099	相生	相生市旭
0050	西脇	西脇市野村町	0100	山崎	宍粟市山崎町庄能

付表1 兵庫県雨量観測所一覧表(その2)

削除

番号	観測所名	住所	番号	観測所名	住所
0101	有年	赤穂市有年原	0151	村岡事務所	美方郡香美町村岡区川会
0102	折方	赤穂市折方	0152	諸寄	美方郡新温泉町諸寄
0103	上郡土	赤穂郡上郡町光都	0153	久斗山	美方郡新温泉町久斗山
0104	倉床	宍粟市一宮町倉床	0154	鑑	美方郡香美町香住区鑑
0105	西穴	宍粟市一宮町福知	0155	煙	美方郡香美町香住区煙
0106	安積	宍粟市一宮町西安積	0156	多子	美方郡新温泉町多子
0107	上野	宍粟市波賀町上野	0157	佐坊	美方郡香美町小代区佐坊
0108	穴栗中	宍粟市山崎町中野	0158	森脇	美方郡香美町村岡区森脇
0109	河内	宍粟市千種町河内	0159	長瀬	美方郡香美町村岡区長瀬
0110	八鹿	養父市八鹿町下網場	0160	古市	篠山市油井
0111	朝来	朝来市新井	0161	青垣	丹波市青垣町佐治
0112	和田	朝来市和田山玉置	0162	領原	丹波市春日町棚原
0113	関宮	養父市関宮	0163	柏原	丹波市柏原町柏原
0114	大屋	養父市大屋町夏梅	0164	篠山	篠山市郡家
0115	大路ダム	朝来市和田山町久世	0165	今田	篠山市今田町市原
0116	藪崎	養父市藪崎	0166	東本	篠山市東本荘
0117	大坪	養父市大坪	0167	市島	丹波市市島町市島
0118	大月	朝来市山東町大月	0168	山南	丹波市山南町谷川
0119	長野	養父市長野	0169	青田	丹波市山南町青田
0120	奥田	朝来市田路	0170	桑原	篠山市桑原
0121	柄原	朝来市生野町柄原	0171	稲継	丹波市氷上町稲継
0122	奈良	尾養父市関宮	0172	北和	丹波市山南町北和田
0123	中岡	間養父市大屋町中岡	0173	森田	丹波市市島町下竹
0124	明	延養父市大屋町和田	0174	三宝ダム	丹波市春日町上三井
0125	糸井	朝来市和田山町内海	0175	みくまりダム	篠山市三熊
0126	与布土ダム	朝来市山東町与布土	0176	西紀ダム	篠山市栗柄
0127	森本	豊岡市竹野町森本	0177	仁井	淡路市仁井
0128	伊府	豊岡市日高町伊府	0178	論鶴羽ダム	南あわじ市神代浦壁と口野原
0129	出城	石川町出石町湯原	0179	論鶴羽	南あわじ市神代浦壁
0130	石川	豊岡市城崎町湯	0180	掃守	南あわじ市榎列掃守
0131	豊岡	豊岡市幸	0181	洲本	南あわじ市榎列掃守
0132	但東	豊岡市但東矢根	0182	牛内ダム	南あわじ市賀集牛内
0133	竹野	豊岡市竹野町竹野	0183	大日ダム	南あわじ市賀集生子
0134	野垣	豊岡市吉井	0184	分水堰	南あわじ市北阿万
0135	山田	豊岡市目山	0185	郡家	淡路市北阿山
0136	山田	豊岡市日高町山田	0186	志筑	淡路市志筑
0137	森尾	豊岡市森尾	0187	成相ダム	南あわじ市八木馬回
0138	藤井	豊岡市日高町竹貫	0188	北富士ダム	南あわじ市八木馬回
0139	畑山	豊岡市但東町畑山	0189	相川	洲本市相川組
0140	久東	豊岡市但東町久畑	0190	灘土生	南あわじ市灘土生
0141	久東	豊岡市但東町畑山	0191	沼島	洲本市沼島
0142	美方	美方郡香美町小代区神水	0192	沼	南あわじ市沼島
0143	石橋	美方郡新温泉町前	0193	都	洲本市五色町都志
0144	浜坂	美方郡新温泉町芦屋	0194	榎	南あわじ市榎列大榎
0145	湯舟	美方郡香美町村岡区村岡	0195	福良	南あわじ市福良乙
0146	香住	美方郡香美町香住区油良	0196	榎	本淡路市榎本
0147	温泉	美方郡新温泉町竹田			
0148	八原	美方郡香美町香住区八原			
0149	対田	美方郡新温泉町対田			
0150	佐津	美方郡香美町香住区無南垣			

付表2 兵庫県水位観測所一覧表(その1)

削除

コード番号	観測所名	河川名	コード番号	観測所名	河川名
1001	今	津明石川	1057	下手野夢前川	
1002	藤原	橋明石川	1058	勝原大津茂川	
1003	上	池伊川	1059	上野引原川	
1007	塩	田有馬川	1060	三軒家揖保川	
1008	道	場武庫川	1061	三穴部林田川	
1009	各	谷福田川	1063	中井林田川	
1010	菊水	橋新湊川	1064	福千種千種川	
1011	住	吉住吉川	1065	千上三河千種川	
1012	淡	河淡河川	1066	上三河千種川	
1013	生	瀬武庫川	1067	米久田志文川	
1014	甲	武有馬川	1068	佐用水崎佐川	
1015	上	武有馬川	1069	円光寺佐川	
1016	小	根院猪名川	1070	上野万安室川	
1020	西	野天原寺川	1071	竹木津千種川	
1021	中	野脇杉原川	1072	有日三園川	
1022	西	脇野間川	1073	三園川	
1023	下	野間川	1074	三園川	
1024	山	枝万願寺川	1075	三園川	
1028	下	里下里川	1076	祇園川	
1029	中	野万願寺川	1077	多々良川	
1030	吉	井東条川	1078	玉置川	
1032	桃	津美囊川	1079	上小田川	
1033	山	上美囊川	1080	大八鹿川	
1035	の	坂美志染川	1081	大八鹿川	
1036	御	三美志染川	1084	関矢根府川	
1037	木本	町美志染川	1085	伊森竹野川	
1038	魚	橋法華山谷川	1086	伊森竹野川	
1039	魚	住瀬戸川	1087	香村岡舟川	
1043	牛	谷天知川	1088	湯津佐津川	
1044	神	崎越知川	1089	温浜泉岸田川	
1045	寺	前市川	1092	対諸寄垣加川	
1046	福	崎市川	1093	青本郷加川	
1047	砥	堀谷市川	1094		
1048	長	植木市川	1095		
1049	天	庄夢前川	1096		
1051	古	知庄夢前川	1098		
1053	古	知庄夢前川	1099		
1054	書	写夢前川	1100		
1055	護	持菅生川	1101		
1056	実	法寺生川	1102		

付表2 兵庫県水位観測所一覧表(その2)

削除

コード番号	観測所名	河川名	コード番号	観測所名	河川名
1103	西	中加古川	1156	下所橋大日川	
1105	小	南柏原川	1157	田中橋大日川	
1106	上	成松葛野川	1158	門前橋北富士川	
1107	篠	山篠山川	1159	掃守橋成相川	
1108	国	領竹田川	1160	落合橋竹田川	
1110	上	田竹田川	1161	魚ヶ中菅生川	
1111	都	志都志川	1162	山石中龜引原川	
1112	郡	家郡家川	1163	石大久根吉戸川	
1116	志	宝珠本川	1164	赤住上黒家加川	
1120	桑	間洲三原川	1165	黒家加川	
1121	円	行寺守三武庫川	1166	家加川	
1126	掃	藍野上武庫川	1167	加川	
1127	西	野上武庫川	1168	千鳥川	
1128	三	下野青野川	1169	原美杉原川	
1129	下	小野黒野川	1170	東万武庫川	
1130	伊	川谷伊山田川	1171	勝寺川	
1132	小	伊谷伊山田川	1172	武庫川	
1133	伊	川谷伊山田川	1173	武庫川	
1134	西	岡橋都石高屋橋川	1174	武庫川	
1135	甲	水森夙川			
1136	水	道北川			
1137	森	夙川			
1138	夙	川			
1139	屋	石川			
1140	明	高谷川			
1141	高	谷川			
1142	高	谷川			
1143	上	春野藤駄川			
1144	春	野藤駄川			
1145	野	藤駄川			
1146	藤	駄川			
1147	駄	川			
1148	味	原川			
1149	味	原川			
1150	小	大今東宮東川			
1151	大	今東宮東川			
1152	今	東宮東川			
1153	東	宮東川			
1154	宮	東川			
1155	東	良川			